

別表第1（第3条関係）

<p>(1) 次に掲げる法律の適用を受ける事業に係る承継及び同法の適用を受ける者及び団体による事業の承継</p> <p>①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和38年法律第122号）の適用を受ける事業に係る承継</p> <p>②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の適用を受ける事業に係る承継及び同法の適用を受ける者による事業の承継</p> <p>③政治資金規正法（昭和23年法律第194号）の適用を受ける事業に係る承継及び同法の適用を受ける団体による事業の承継</p> <p>④宗教法人法（昭和26年法律第126号）の適用を受ける事業に係る承継及び同法の適用を受ける団体による事業の承継</p>
<p>(2) 農林水産業、医師業に係る承継</p>
<p>(3) 市外に本店を有する事業者のチェーン店、支店の事業の承継</p>
<p>(4) 国、県または公益法人等から事業承継に対する助成を受けている事業</p>
<p>(5) 過去5年以内に当該補助金の交付を受けた事業に係る承継</p>
<p>(6) 被承継者の1親等以内の親族による事業の承継</p>
<p>(7) 法人内の人事異動によるもの（市長が特に認めるものを除く）</p>
<p>(8) 被承継者又は承継者に市町村税の滞納があるものによる事業の承継</p>